

自動車点検基準の一部改正に係る点検整備記録簿の改訂について（お知らせ）

令和2年4月1日に特定整備制度がスタートし、従来の「分解整備」から「特定整備」へと名称が変わり、併せて、自動車点検基準の一部が改正され、2024年に導入されるOBD検査対象外の大型特殊自動車、被牽引自動車、小型二輪自動車を除く自動車を対象に、令和3年10月1日から1年毎の点検項目に車載式故障診断装置点検として「OBDの診断の結果」が追加されるため、点検整備記録簿を改訂し、7月以降の在庫状況により、順次販売を開始します。

※改訂する記録簿番号は、1、3、4、5、6、8、10、11です。

※10月1日以降、現在の記録簿をご使用になる場合は、下記の点検項目の追加及び記録簿内の「分解」を「特定」又は「特定整備」に修正してご使用下さい。


点検の結果及び整備の概要欄

追加になる
点検項目 ⇒

乗用車等の記録簿	貨物車等の記録簿
車載式故障診断装置点検	■ 車載式故障診断装置
OBDの診断の結果 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> OBDの診断の結果

点検方法は原動機、制動装置、ABS、エアバック（前方、側方）、自動ブレーキ、レーンキープアシスト、自動運行装置に係る警告灯の点灯状態を目視又はスキャンツールなどで確認することにより行い、 部の装置については全車が対象となりますが、 部の装置については保安基準が適用された装置に限定されるため、国土交通省のホームページに掲載されている電子制御装置整備の対象車両を確認して下さい。

※対象車両以外であっても不具合がある場合には点検し、整備することが望ましい。

国交省HP (https://www.mlit.go.jp) トップページ	ENHANCED BY Google	
に「特定整備」と入力し検索 ⇒ 検索結果の「自動車：自動車特定整備事業について-国土交通省」 ⇒ 電子制御装置整備の対象車両の見分け方はこちら をクリック		

電子制御装置整備を実施した場合の記録簿への記載方法は新様式の記録簿表紙裏面に掲載していますので、ご購入の際はご確認下さい。

なお、当該点検は令和3年9月30日まで任意の点検となりますので、点検を行った場合には、お客様と料金トラブルにならないようご留意ください。

また、旧様式の記録簿については、返品・交換はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ窓口

整備振興会 3階指導課 ☎ 087-881-4321

点検整備記録簿の記載方法

記載例1 点検の結果、良好であった場合

車載式故障診断装置点検	
OBDの診断の結果	✓

記載例2 レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

車載式故障診断装置点検	
OBDの診断の結果	注

その他の点検・整備項目など	
注 レーダー	⊗
エーミング	Ⓐ

記載例3 ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

車載式故障診断装置点検	
OBDの診断の結果	注

その他の点検・整備項目など	
注 ガラス(内)	⊗
レーダー	⊗
エーミング	Ⓐ

※構内外注した旨の(内)を実施した作業に併記する。

記載例4 レーダー交換を自ら行い、エーミング作業を外注した場合

車載式故障診断装置点検	
OBDの診断の結果	注

指定整備記録簿のみ記載

その他の点検・整備項目など	
注 レーダー	⊗
エーミング(外)	Ⓐ
外注先: ○○自動車(○市○町○)	
外注作業完了日: 令和○年○月○日	
外注部分できばえ確認: 済 (又は ⇒)	✓

※外注した旨の(外)を実施した作業に併記する。

※自社の点検整備記録簿と外注先の特定整備記録簿を依頼者(使用者)に渡す。

※指定整備記録簿は外注先名称・所在地、外注作業完了日、外注部分できばえ確認を記載する。

記載例5 入庫した車両が自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業ができないため、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合

車載式故障診断装置点検	
OBDの診断の結果	注

その他の点検・整備項目など	
注 エーミング(電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過)	Ⓐ

※エーミング作業を行った場所、天候、理由を記載する。

記載例6 離れの作業場(板金塗装場)でバンパ交換を行った場合

車載式故障診断装置点検	
OBDの診断の結果	注

その他の点検・整備項目など	
注 バンパ(板金塗装場)	⊗

※同一敷地内において、電子制御装置点検整備作業場以外でバンパ交換等を行った場合、作業を実施した場所を記載する。